

**岐阜県ケアラー支援に関する有識者会議（第2回） 議事概要**

日 時	令和6年12月3日（火） 13:55～15:40
場 所	岐阜県水産会館 大会議室
出席委員（13名）	岩井委員、臼井委員、上ヶ平委員、澤井委員、田辺委員、都竹委員、 入学委員、岨ノ下委員、服部委員、日比委員、平光委員、藤井委員、 安田委員（座長）
欠席委員（1名）	安藤委員
事務局	丹藤健康福祉部長、関谷健康福祉部次長（福祉担当） 地域福祉課 梅村課長、大脇福祉人材対策監、井奈波係長、木下主任
オブザーバー	私学振興・青少年課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、障害福祉課、 子ども家庭課、労働雇用課、学校安全課（欠席）保健医療課

**議題①：岐阜県ケアラー支援推進計画（素案）について**

事務局	（資料に基づき、計画(素案)について説明）
委 員	ヤングケアラーの定義について、「ケアラーのうち18歳未満の者」とされているが、年齢の違いだけでなく、「本来大人が担うべき家事や家族の世話を担っている子ども」であるということをもう少し丁寧に記載するとよいのではないか。
委 員	ケアを必要としている方がいて、ケアラーがいるということが基本だと思う。そうした現場の状況を理解した上で、ケアを受ける方の存在も前面に出しながら取組を進めていく必要があるのではないか。
委 員	ケアが自らの役割と考えている方も存在し、ケアから解放されると役割を失ってしまうということもある。家族によって価値観が異なっており、押しつけにならないように支援していく必要がある。
委 員	相談窓口の一覧を作成した上で、一覧を使って広報・啓発を行うことが有効と考えている。
委 員	ケアラーが利用できる様々なサービスがあるため、制度の周知を進めていくことが必要だと思う。
委 員	仕事とケアの両立については、事業者に対し、ケアのために人が抜けたらどうしていくのかを考えてもらうための啓発も必要ではないか。
委 員	仕事とケアの両立についての悩みがある場合は、まず相談窓口へ相談すればよいか。

事務局	労働関係の相談対応については、関係機関において実施しており、相談いただければ、支援に結び付けることができると考えている。
委員	介護や育児のための休暇については、法改正もなされたところであり、各企業において取得しやすい環境になってきていると思うが、組合がない企業を中心に取得できないといったことが考えられる。そうした場合には、労働基準監督署等にご相談いただくとよいと思う。 労働組合がある企業については、労働組合にご相談いただくことで、組合から企業へ訴えかけることが可能である。
委員	小規模自治体では、重層的支援体制を構築するための社会資源が限られているため、コーディネーターやアドバイザーの派遣など、人的な支援をしてもらえるとうありがたい。
委員	ケアラーに寄り添うだけで負担がなくなるわけではなく、ケアを受けている家族への支援をすることが、ケアラーの負担軽減につながる。
委員	サービスがない部分を家族が担う必要があるので、レスパイトケアなども活用してリフレッシュしながら、元気にケアを続けていける仕組みを作るとともに、サービスの提供も推進していくことが必要だと考えている。
委員	レスパイトケアも利用できない場合があり、最終的には施設に入所せざるを得ない場合もあるため、サービスの拡充も進めてほしい。
委員	実態調査において、福祉サービスを利用していない理由として、「ケアを受けている方が希望していない」という回答が多くなっているが、意思決定が難しい方が存在し、意思決定を尊重するがゆえに支援が進まないという事例もある。権利擁護の取組についても盛り込んでもらえるとうよい。
委員	ケアを受けている方とケアラーと一緒に相談できると困りごとが見えてくるため、そうした居場所を作ることが必要である。
委員	市町村職員向けの研修を行う際には、理念を伝えるだけではなく、具体的な事例を内容に反映させるといった工夫も必要ではないか。
委員	成果指標について、県民・事業者向けの啓発の重要性を考えると、「アンケート調査を実施した事業者数」、「SNSでの閲覧数」など、広報・啓発に関する指標を追加してもよいのではないか。
委員	成果指標のうち、「重層的支援体制整備事業の実施市町村数」について、21市町村での実施を目標としているが、圏域ごとにどの程度の実施を目指すのかといった目標があると、県民にとっては、自らの住む地域の状況が分かりやすいと思う。

**議題②：ケアラー支援推進のための広報・啓発について**

事務局	(資料に基づき、キャッチコピーの案等について説明)
委員	支える人と支えられる人が、お互いに支え合うことが大切だと思う。「支える人と支えられる人の支え合い」といったキャッチコピーもよいのではないかな。
委員	支え合えることが大切だと考えており、支え合いという言葉を入れてもらえるとうよいと思っている。ケアを受ける方、ケアをする方、それをさらに支える方も含めて、支え合いということだと思う。
委員	ヤングケアラーが強く押し出されているため、ケアラー＝ヤングケアラーと認識している方も多いと思う。ヤングケアラーだけでないケアラー全体を表現するために「支える人」という言葉を使うのはよいと思う。
委員	県民全体に対し、一斉に広報・啓発を行うのも大切だが、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の関係機関を通じて個別に周知を図っていくことも有効であると考えている。ターゲットごとに相手をイメージしながら広報の戦略を考えていくのが重要である。
委員	ヤングケアラーについては、学校にポスターを掲示するといった手法も有効と考えている。家の手伝いをするのは悪いことではないため、キャッチコピーについては、支えられている人が悪者にならないように、「支える人も支えたい」がよいのではないかなと思う。支えられる人と支える人が、どちらも救われるような社会を目指していくということが必要と考えている。
委員	相談支援専門員は、ケアラーの家に伺って話を聞く機会があるため、広報・啓発に当たっては、関係団体との連携も大切にもらえるとうよい。
委員	キャッチコピーについては、ケアラーの方をメインにするのか、ケアを受ける人をメインにするのかで、「支える人も支えたい」と「支える人を支えたい」のように表現が変わってくると思うが、社会全体で支えていくということをアピールできるとよいと考えている。
委員	「支える人も支えたい」というキャッチコピーがよいのではないかなと考えている。ケアラー支援条例の目的である「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現」を目指す上で、このコピーは、前に「私は」や「私も」、「私を」といった言葉を付けて主語を変えてみたときに、それぞれの立場での意味合いを待たせるところがよいと思う。

委員	私の立場では、「支えるひとの笑顔も守る」というキャッチコピーが胸に響いた。「支えるひと」という形であまり限定せずに、それぞれの立場で考えられるところがよいし、「ひと」を平仮名にしているのもよいと思う。対象者によって、言葉を使い分けていくのもよいのではないか。
委員	「笑顔」という言葉が入ることによって、心に響くものがあるかもしれない。
委員	「支える人『も』」のように、「も」という言葉は強い印象を残すのでよいと思う。先行道県のコピーでは茨城県のもので参考になるのではないか。
委員	ヤングケアラーの実態調査結果について、可能であれば市町村別のデータを出してもらえると関心が高まるのではないか。
事務局	本日の意見を基に計画の策定、キャッチコピーの作成等を進めていく。 (閉会)